

募集



保育園会計年度任用職員 (保育士・看護師)募集

WEB 1009259

保育士

勤務時間 ①午前7時30分～午後7時(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

短時間 ②午前10時～午後2時頃、週3～5日(月～金曜日)

応募資格 保育士資格を有する方

看護師

勤務時間 午前8時～午後4時30分(うち7時間以内勤務、休憩1時間有)、週3～5日(月～土曜日)

応募資格 看護師免許を有する方

共通事項

勤務地 市立保育園(9園のいずれか)

詳細は市公式ウェブサイトにてご確認ください。

問合先・提出先

保育課 ☎485・5988

パートタイム会計年度任用職員(放課後児童支援員・補助員)募集

WEB 1000654

業務内容 児童クラブ運営業務

勤務日数 週3～4日

勤務時間 午後2時30分頃～7時

※土曜日、学校休業日等は午前7時30分～午後7時(うち6時間程度・交代制)

勤務地 市立児童クラブ実施施設
詳細は市公式ウェブサイトにてご確認ください。

問 七宝地区 七宝児童館

☎442・2550

美和地区 美和児童館

☎443・5454

甚目寺地区 甚目寺北児童館

☎445・1367

問 あまっ子はるっ子ふあみさぽ

センター事務局(七宝公民館内) ☎462・0150(日・月曜・祝日休み)

保険



後期高齢者医療被保険者証(または資格確認書)の更新について

後期高齢者医療制度加入の方方が現在お持ちの被保険者証(または資格確認書)は、有効期限が7月31日(木)までです。8月1日(金)以降に使用していた資格確認書は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。資格確認書が届きましたら、記載事項に誤りがないかを確認し、注意事項をお読みください。記載事項に誤りがある場合や、7月31日(木)までに資格確認書が届かない場合は、保険医療課へ連絡してください。有効期限の切れた被保険者証(または資格確認書)は、保険医療課へお返しいただくか、細かく切断し破棄していただきますようお願いいたします。

問 保険医療課 ☎444・3168

国民健康保険「医療費のお知らせ」の送付時期について

WEB 1005146

あま市国民健康保険に加入の皆様に、ご自身の診察にかかる費用等をご確認いただくため、1月から5月までの診療内容に関する「医療費のお知らせ」を、7月下旬に送付します。なお、令和7年度中の送付予定は、

子育て



ファミリー・サポート・センター提供会員募集

お子さんの送迎や一時預かりを地域の方にお願いしてみませんか?

登録説明会 (無料託児あり、要予約)

日時 7月14日(月) 午前10時～11時30分

場所 美和公民館

対象 生後4か月から小学校6年生までのお子さんがいる市内、または大治町内在住、または在勤の方

※登録説明会への参加が必要(都合がつかない場合は要相談)

※妊婦、または生後4か月末満のお子さんをお持ちの方も仮登録可能

定員 12人

申込 説明会の3日前まで(託児を希望する場合は、8日前まで)

- ・電話(日・月曜・祝日を除く)
- ・メール(件名「説明会申込み」、本文に「氏名、電話番号、託児の有無(有は名前、よみがな、生年月日、性別)」を記入し、ama-harufamisapo@clovernet.ne.jpへ送信)



次のとおりです。

対象期間	送付時期
1～5月診療分	7月下旬
6～10月診療分	12月下旬
11・12月診療分	翌2月中旬

問 保険医療課 ☎444・3168

【国民健康保険被保険者証(または資格確認書)の更新について】

国民健康保険加入者が現在お持ちの被保険者証(または資格確認書)の有効期限は、7月31日(木)です。8月1日(金)以降の使用分として、マイナ保険証利用登録がない方には**資格確認書**を簡易書留郵便(転送不要扱い)で、利用登録がある方には**資格情報のお知らせ**を普通郵便(転送不要扱い)で、それぞれ7月上旬に郵送します。資格確認書等がお手元に届きましたら、住所・氏名等の記載事項に誤りがないかご確認いただき、誤りがある場合や、7月31日(木)までに届かない場合は、保険医療課へ連絡してください。なお、有効期限の切れた被保険者証(または資格確認書)は、保険医療課へお返しいただくか、細かく切断し破棄していただきますようお願ひいたします。

問 保険医療課 ☎444・3168

【国民年金保険料を納めることが困難な方へ】

国民年金第一号被保険者は、毎月の保険料納付が必要ですが、学生以外の人で、保険料の納付が困難な場合には、本人からの申請により保険料が免除、または納付猶予となる制度があり

ます。令和7年度分については、7月1日(火)から申請できます。身分証と基礎年金番号の分かるものを持参していただき、保険医療課にて申請してください。なお、失業等の場合には、ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」、または「離職票」の写し等を添付することで失業特例を適用して申請できます。

問 中村年金事務所 ☎453・7200
保険医療課 ☎444・3168

【年金相談『相談無料・事前予約制』 年金に対する疑問にお答えします】

中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。相談は**予約制**となりますので、保険医療課へ事前にご予約をお願いします。なお、相談内容が相談者以外のものである場合は、親子や夫婦など親族に関する相談であっても、ご本人の委任状が必要になります。

日時 7月22日(火) 午前10時～正午、午後1時～3時
場所 市役所

予約受付枠 最大8枠

相談内容により相談時間が変動しますので、対応できる件数に達しましたら予約を締め切ります。

予約受付期間 7月2日(水)～9日(水)、午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

予約方法 電話または保険医療課窓口にて受付

※予約確定した方には、相談開始時間や持ち物等を、別途ご案内します。

問 保険医療課 ☎444・3168

【国民年金の加入手続き・保険料免除申請等の電子申請ができます】

国民年金の手続きには、マイナポータルを利用した電子申請が可能なものがあります。ご利用には、マイナンバーカードが必要となります。申請結果もマイナポータルで確認することができます。ぜひご利用ください。

【電子申請可能な手続き】

- ・資格取得届
- ・種別変更届
- ・付加保険料納付(辞退)申出
- ・付加保険料該当(非該当)届
- ・産前産後免除該当届
- ・保険料口座振替納付(変更)申出書兼還付金振込方法(変更)申出書
- ・保険料口座振替辞退申出書
- ・保険料免除・納付猶予申請
- ・学生納付特例日本



問 ねんきん加入者ダイヤル

☎0570・003・004

中村年金事務所 ☎453・7200

教育



【教育委員を紹介します】

教育委員の溝口正己氏の任期満了に伴い、あま市議会3月議会において任命同意され、再任されました。



溝口 正己 氏

任期 6月25日～令和11年6月
24日

教育委員の笠野奈津子氏の任期満了に伴い、あま市議会3月議会において任命同意され、新たに任命されました。



三浦 明里 氏

任期 6月25日～令和11年6月
24日

問 教育総務課 ☎ 485-6020

人 権



人権擁護委員再任・新任のお知らせ

令和7年4月1日付でさこだゆり子委員(再任)、壁谷紀昭委員(再任)が法務大臣より委嘱をされ、人権擁護委員活動をお願いすることとなりました。任期は3年になります。人権に関するお悩みなどがありましたら、お気軽にご相談ください。

問 人権推進課 ☎ 444-0398

市民人権講座①

WEB 1010292

ハンセン病患者に対する献身的な医療活動や人権擁護などに尽力された故小笠原登氏(旧甚目寺町名誉町民)を称えるとともに、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」

(6月22日)を記念して市民人権講座を開催します。

日時 7月9日(水) 午後2時～
4時15分

場所 市役所2階D会議室

定員 120人

内容 ハンセン病問題について

概要説明・DVD上映・講演
講師 金 貴粉 氏(国立ハンセン病資料館職員)、谷川 伸彦 氏(劇団名古屋代表)

その他 入場無料、整理券不要
問 人権推進課 ☎ 444-0398

海部地区人権教育講演会

人権教育についての正しい知識と理解を深めていただくための講演会を開催いたします。

日時 8月1日(金)
開演 午後2時(開場30分前)

場所 甚目寺公民館大ホール
演題 「子どもたちの見えざる

貧困～ネット社会で潜在化、深刻化する現状について」

講師 ジャーナリスト 石川 結貴 氏

著書 「ルポ 居所不明児童～消えた子どもたち」「ルポ 子どもの無縁社会」など

参加費 無料

主催 市教育委員会、市小中学校人権教育研究会

後援 愛知県教育委員会、海部地区小中学校長会、市小中学校P.T.A連絡協議会、市教育委員会

問 甚目寺公民館 ☎ 444-1621

福 社



民生委員・児童委員のご紹介

前任者の退任に伴い、令和7年5月1日付けで次の方が新しく民生委員・児童委員に委嘱されました。

石黒 ひとみ 氏(下田区の一
部)

民生委員・児童委員は、民生

委員法及び児童福祉法に基づき委嘱される、地域福祉を担うボランティアです。地域における見守り活動のほか、生活上のお困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、行政や地域の専門機関への「つなぎ役」を担います。

問 社会福祉課 ☎ 444-3135

金婚夫婦の申請受付のご案内

市ではこのたびめでたく結婚50周年を迎えた夫婦に対し記念品を贈呈し、お祝いします。

対象 昭和50年12月31日以前に婚姻された夫婦(婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む。ただし、以前に金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50年を迎えてからあま市に転入した夫婦を除く)

住所要件 令和7年9月1日現在、市内に住所を有する夫婦

受付期間 7月7日(月)～8月15日(金)(土・日曜・祝日を除く)

受付場所 高齢福祉課

申請方法・場所 高齢福祉課に申請書を用意しておりますので必要事項を記入して提出してください。(土・日曜・祝日を除く)

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本(取得から3か月以内のもの)の添付が必要です。

電子申請の場合は右の二次元コードから申請してください。



問 高齢福祉課 ☎ 444-3141

介護保険負担限度額認定証の更新について

介護保険負担限度額認定とは、要介護(要支援)認定を受けている方のうち、所得の低い方に対して介護保険施設やショートステイの利用時にかかる食費・居住費(滞在費)の自己負担額が軽減される制度です。現在、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、**有効期限が7月31日(木)**です。8月以降も引き続き認定を受けるためには、更新手続きが必要です。6月下旬に現在認定を受けている方に対して、更新手続きの案内を送付しましたのでご確認ください。更新案内は8月以降の認定を保証するものではありません。

対象 次のすべてに該当する人

- ・本人及び世帯全員が住民税非課税であること。
- ・別世帯に配偶者(事実婚を含む)がいる場合、その方も住民税非課税であること。
- ・本人及び配偶者が所有する預貯金等の資産合計額が基準額以下であること。

申込 7月1日(火)から(土・日曜・祝日を除く)

詳しくは、高齢福祉課までお問い合わせください。

問 高齢福祉課 ☎444・3141

社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度のお知らせ

あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護等を利用する場合、サービス利用に伴う利用者負担が軽減され

る制度があります。

対象

(1)次のすべてに該当する人

- ・本人及び世帯全員が住民税非課税であること。
- ・年間収入が単身世帯で150万円(世帯員一人増すごとに50万円加算)以下
- ・預貯金などが単身世帯で350万円(世帯員1人増すごとに100万円加算)以下
- ・居住用の家屋や土地、日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない
- ・負担能力のある親族などに扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

(2)生活保護受給者

軽減対象となる費用と軽減割合

- ・10パーセントの利用者負担額の原則4分の1
 - ・食費、居住費(滞在費)、宿泊費の原則4分の1
- ※生活保護受給者はサービスにかかる個室の居住費(滞在費)のみ全額軽減となります。

※軽減を受けるには、申請が必要です。審査の結果、対象となる方に確認証の交付をしますので、サービス利用時に軽減事業者へ提示してください。

※対象となるサービスや申請方法について、詳しくは高齢福祉課へお問い合わせください。

問 高齢福祉課 ☎444・3141

7月の福祉ショップ「あま結び」

WEB 1009160

市内障害福祉サービス事業所等で作った物品を市役所で販売します。

日時 7月16日(水) 午前11

時～午後1時(商品がなくなり次第終了)

場所 市役所1階エントランス

※出店事業所及び販売品については、市公式ウェブサイトをご覧ください。

問 障がい福祉課 ☎485・5980

環境・衛生



公共施設及び民間施設を「クーリングシェルター」として開放しています

熱中症対策として、危険な暑さから身を守り、どなたでもご自由に休憩を取っていただけるよう、冷房設備を有する市内19か所の公共施設及び29か所の民間施設を「クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)」として、6月1日(日)から9月30日(火)までの期間中、施設ごとの開館日時にあわせ、開放しています。各施設の入口付近には、のぼり旗「クーリングシェルター」を目印に設置しておりますので、外出時の休憩場所として、お気軽にご利用ください。

問 環境衛生課 ☎444・3132

都市計画



名古屋都市計画生産緑地地区の変更

名古屋都市計画生産緑地地区の都市計画を変更しました。関係図書は、次のとおり縦覧できます。

縦覧場所 都市計画課

問 都市計画課 ☎441・7112

下水道



合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度

WEB 1004715

既設の単独処理浄化槽またはくみ取便所から、合併処理浄化槽へ転換される方に設置費の一部を補助する制度です。

補助金対象区域

公共下水道の事業計画区域外の区域

補助金の交付対象者

対象区域内に居住し、住所を有する者が、既設の単独処理浄化槽またはくみ取り便所の使用を廃止し、かつ専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者。

※他諸条件あり

補助金の額

補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次の区分に応じ、限度額があります。

人槽区分	限度額
5人槽	33万2千円
6～7人槽	41万4千円
8～10人槽	54万8千円

なお、撤去する場合は、その撤去に要する費用または9万円のいずれか低い額を加算します。また、宅内配管工事を施工する場合は、その宅内配管工事に要する費用または10万円のいずれか低い額を加算します。

申請される方へ

補助金の申請は、毎年度予算の範囲内で、先着順に受け付けます。

問 下水道課 ☎441・7116

寄附



寄附のお礼

市民の方

甚目寺小学校、甚目寺南小学校、甚目寺東小学校及び甚目寺西小学校の図書購入費として

現金40万円

市民の方

高齢者福祉のために

現金10万円

市民の方

社会福祉のために

現金3万円

ご厚意ありがとうございました。

問 財政課 ☎444・1714

夏の交通安全県民運動

期間 7月11日(金)～20日(日)
の10日間

(県内一斉交通大監視：7月
16日(水)午前7時～9時)

運動重点

- 歩行者の交通事故防止と交通ルールの遵守
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 自転車・特定小型原動機付き自転車利用時の交通ルール遵守とヘルメット着用の徹底

問 土木課 ☎441・7113

その他



あま市歩道橋のネーミングライツ・パートナーの募集について

WEB 1010198

あま市歩道橋のネーミングライツ・パートナーを募集します。

対象歩道橋

花長横断歩道橋、石作横断歩道橋

問 土木課 ☎441・7113

防犯



あま市月別 窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	令和7年 4月中 認知件数	前月比
侵入盗(空き巣など)	6件	+2件
乗物盗(自動車盗など)	16件	△1件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	21件	+8件
計	43件	+9件

問 危機管理課 ☎444・0862

交通安全



令和7年中交通事故死者数

地 域	死者数
愛知県	33人
津島警察署管内	1人
あま市	0人
令和7年4月末現在	

問 土木課 ☎441・7113

